

# 肥料価格高騰対策（秋肥） 説明会・申請会のご案内

## I. 多くの組合員が対象となる補助金です

国と県による肥料価格の高騰に悩む販売農家を支援する事業が実施されています。

JA北九では、組合員を対象に“JAで購入いただいた肥料代”についての補助金申請をサポートしています。下記会場にて令和4年6月～令和4年10月末までにJAで注文した肥料代に対する補助金の説明会と申請会を開催します。

- 園芸部会、採種部会に所属の方は、営農センターより説明会、申請日時のご案内があります

### 【説明会】

◎若松支店 2階会議室(若松区弘川466)

令和4年11月25日(金) 16時～、令和4年11月29日(火) 17時～

◎本店 2階会議室(八幡西区金剛2-3-3)

令和4年12月1日(木)14時～、16時～

### 【補助金申請会】

◎若松支店 2階会議室(若松区弘川466)

令和4年12月14日(水)、15日(木)、16日(金) 13時～17時

◎本店 2階会議室2(八幡西区金剛2-3-3)

令和4年12月22日(木)、23日(金) 13時～17時

## II. 補助額は肥料価格上昇分の85%

今回の申請会では令和4年6月～令和4年10月末までの肥料注文金額から国が定める以下の計算式により補助額が求められます。

支援金計算式：

(当年の肥料費 - 当年の肥料費 ÷ 価格上昇率 ÷ 使用量低減率) × 0.85

国が指定する秋肥の上昇率は  
**1.4**です

国：肥料価格高騰対策事業で補助率70%  
県：ワンヘルス推進事業で補助率15%

### 【計算例】

例えば対象期間中に **10万円**の肥料を注文している場合  
(100,000円 - 100,000円 ÷ 1.4 ÷ 0.9) × 0.85

= 約 **1万7千500円**の支援が受けられます

## III. 要件は肥料価格低減計画を実行すること

この補助金の支援対象者は「化学肥料の低減に向けて取り組む販売農家」です。具体的には、次ページに掲載してる「化学肥料低減計画書」記載の取組メニューから3つ以上を選択して令和6年3月までに実行する必要があります。

\*選択するメニューによっては、令和6年度までに取組を実施した事が確認できる書類(土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等)の写しの提出が必要となります。



作物名は、支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占める代表的な作物又は作付面積上位の2品目（代表的な作物がない場合）を記載してください。それ以外はその他として面積を記載します。

### 化学肥料低減計画書

秋用肥料	春用肥料	年間
○		

注：該当するものに○を付けること

#### 作付概要

作物名	作付面積 (ha)
きゃべつ	3
ブロッコリー	1
その他	0.5
計	4.5

氏名(法人・組織名) 農協 太郎  
 住所 北九州市八幡西区金剛X-XX-X  
 電話番号 XXX-XXXX

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度を取組」には、実施する取組メニューが3つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度を取組
ア 土壌診断による施肥設計		○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	○
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エト以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(アースに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )		
タ 県独自技術の利用(別紙番号 ② )	○	○

「令和4年度又は令和5年度を取組」の取組めるメニューに○を記入してください。  
 ●全部で3つ以上に○が付けばOKです。  
 ●これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(1つ以上は、ア～ソの中で新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含む必要があります。)

NO	化学肥料低減につながる技術
①	稲わら等有機物のすき込み
②	石灰等の土壌酸度矯正資材の投入
③	ゼオライト等の土壌改良剤の投入
④	緩効性肥料の投入

県の15%補助専用比較的簡単な県独自メニューが用意されています。この中からはひとつだけ選択可能です

## IV. 申請に必要な書類等

※様式は各申請会場に用意してあります。

### 1. 対象期間内の肥料代請求書(JAで用意します)

\*現金購入の方はJAレシートの写しをご持参ください。

### 2. 販売農家である事を証明する資料(出荷伝票、確定申告書の写し等。)

\*JAに出荷されている方についてはJAで用意します

### 3. JAの通帳(支援金振込先を確認するため)

### 4. 化学肥料低減計画書(前ページの様式)

## V. その他留意事項

1. 化学肥料低減計画書の取組が適切に行われたか現地確認が行われることがあります。
2. 取組を証明する書類等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管する必要があります。



\*申請について分からない事がある方は、最寄りの営農センターにお尋ねください。

(JA北九) 本店 営農課	TEL: 093-619-2368
遠賀営農一課	TEL: 093-282-5678
二課	TEL: 093-282-3089
若松営農	TEL: 093-741-2266
八幡営農	TEL: 093-618-0130
西中営農	TEL: 093-451-9210
曾根購買店舗	TEL: 093-471-0631